

令和 3 年

第 5 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和3年5月24日(月)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和3年5月24日(月) 10時 0分

2 招集場所
5階 501会議室

3 出席委員

教育長職務代理者 金澤 精子
委員 村上 信哉
委員 桃坂 克己

4 欠席委員
委員 水谷 知子

5 出席職員等 長尾教育長
辛嶋教育部長
吉本教育総務課長
吉田指導室長
神学校管理課学務係長
木村防災食育センター長
川中生涯学習課長
丸山文化課長
門司スポーツ振興課長
井上教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 10時 52分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

令和3年5月24日

開議 10時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年第5回の定例教育委員会を開催したいと思います。

それでは、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達しておりますので、令和3年第5回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告について、でございます。4月27日から5月23日までの事務について記載をいたしました資料を事前にお配りさせていただいております。

内容等について御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、事務報告を終わらせていただきます。

それでは早速でございますが、本日の議事に入らせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第20号 行橋市指定学校変更取扱規則の制定について

○教育長 長尾明美君

議案第20号 行橋市指定学校変更取扱規則の制定についての御説明を、所管にお願いいたします。

○学校管理課学務係長 神 齊君

では、学校管理課から、議案第20号 行橋市指定学校変更取扱規則の制定についての説明をさせていただきます。

まず5ページの規則案をお願いいたします。この規則は、指定学校変更について、準備及び取り扱いを見直すにあたり、新規則を新たに定めたものでございます。新規則に改めるにあたり、2点見直しをいたしました。

1点目は、指定学校を変更するための基準です。第2条におきまして、変更の基準を示していますが、現規則では、通学路の危険性を理由としたものや、転居後、卒業までそのまま転居前の学校への在籍を理由としたもの、もしくは部活動等学校独自の活動を理由としたものがありました。通学路については、交通安全プログラムの実施により改善が図られてきましたので、第2号において通学距離・時間を考慮した基準にいたしました。

転居後における取扱いにつきましては、これまで、そのまま卒業まで認めることもありましたが、第7号にありますように、授業の進捗等を考慮し、原則年度末までといたしました。ただし卒業までに2年度以内の者は、修学旅行や受験等を考慮し、卒業までとしております。また学校独自活動として部活動を挙げておりましたが、強豪校への進学や優秀な指導者を求めて指定学校を変更するケースが多く、正課ではない部活動を理由に特定の生徒が学校を選択できる状況にあるのは、他の基準に対し著しく不均衡であるため、第10号において、希望する部活動がない場合に限り、希望する部活動がある最寄りの学校への変更に限定いたしました。

その他の基準についても、現状に即していないものや妥当性を欠くものを見直しを行っております。

2点目は、他市町村からの区域外就学です。現規則におきましては、特段の定めがないため、第6条及び第7条にて、区域外就学の基準及び手続きを整理いたしました。

以上が見直し内容でございます。

施行につきまして、就学予定者にあわせて10月1日施行予定としております。学齢児童・生徒は、年度途中となるため、同一学年における異なる取扱いとなることを考慮し、令和4年3月31日までは現規則を適用し、4月1日において新規則適用となるよう、10月1日以降に改めて規則改正を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

○教育長職務代理者 金澤精子君

この規則があると、現在の保護者の中には、本当にどこの学校に行かなければいけな

いかという学校の通学区域をフリーのように思っている保護者が結構多いんですよね。自分で判断して、保育園時代の友達がいるから、こっちの学校にうちはやるよ、みたいな感じの家庭が結構ありますでしょ。そういうところが、やはり区域外で個々に手続きに来なければいけないんですよね。そこら辺のところを、やはり委員会がしっかりと守らなければ、親御さんたちや村の人たちに話を聞いてみると、もう学校はどこに行ってもいいのよ、みたいな話をされているところがありますからね。

○委員 村上信哉君

一時期は、それでよかったんですよね。割と緩い時期がありましたよね。

この前新聞に出ていたように、地域によっては学校の子どもが増えすぎて困るということと。

○教育長職務代理者 金澤精子君

それを今度これで、そこら辺のところをしっかりと浸透させていかないと、と思います。

○委員 桃坂克己君

やはりこれも周知するというのが一番難しいでしょうね。今までこうだったというのを変えていくわけですから、その基準をきちっと。

○委員 村上信哉君

随分前に新聞では一応、載っていましたよね、行橋市は。

○教育長 長尾明美君

はい、部長、どうぞ。

○教育部長 辛嶋智恵子君

一応今回の規則のほうを承認いただきましたら、そのお知らせについては、今10月1日施行としておりますけれども、もっと早めに市報やホームページ等を通じて皆さんに周知するようには、今しておりますので、そのようなものを、気をつけて見ていただくようにしていただければと思います。

○委員 村上信哉君

小学校に上がるのは4月でしょ。確か小学校の見学じゃないですけど、幼稚園とか保育園から行きますよね。あれが10月くらいですか。

○教育長職務代理者 金澤精子君

就学通知ですね。

○教育長 長尾明美君

係長、どうぞ。

○学校管理課学務係長 神 齊君

すみません、幼稚園等からののは、ちょっと分かりかねるんですが、まず、学校は就学

時健診と学校の説明会がございます。大体概ね秋口に就学時健診を行い、それと同時に
行う学校もしくはそれ以降に改めて保護者様を集めて学校説明会を行う所がございます。
少なくともこちらには間に合うように、早めの処置を図りたいと思います。

(各委員「お願いします」の声あり)

○教育長 長尾明美君

御意見、ありがとうございました。

その他はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第20号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第21号 指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第21号の指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定につ
いての説明をお願いいたします。

○学校管理課学務係長 神 斉君

では学校管理課から、議案第21号 指定学校変更取扱規則の一部改正について、説明
をさせていただきます。

資料の18ページに新旧対照表がございますので、こちらを御参照ください。

先ほど説明した内容と関連するところもあります。先ほど説明いたしました行橋市指
定学校変更取扱規則においては、就学予定者を対象としておりますので、第2条から就
学予定者を削除するものでございます。なお、学齢児童及び学齢生徒につきましては、
令和3年度末まで現規則を適用いたしますので、そのままとしております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第21号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

- (1) 報告第10号 行橋市防災食育センター運営委員会委員の任命について
- (2) 報告第11号 行橋市学校給食物資選定委員会委員の任命について
- (3) 報告第12号 行橋市防災食育センター献立委員会委員の任命について
- (4) 報告第13号 行橋市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告事項に入ります。

報告第10号の行橋市防災食育センター運営委員会委員の任命から報告第13号の行橋市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の任命についてまで一括して、御説明をお願いいたします。

○防災食育センター長 木村君彦君

それでは防災食育センターより、行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により学校給食の実施に関する各種委員会委員の任命について、報告をいたします。

20ページから27ページを御覧ください。

報告第10号は運営委員12名、報告第11号は物資選定委員7名、報告第12号は献立委員23名、報告第13号はアレルギー検討委員11名を任命しましたので、報告いたします。

委員の任期は、運営委員、物資選定委員は2年、献立委員、アレルギー検討委員は1年です。

報告の説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

- (5) 報告第14号 行橋市学校規模適正化基本計画検討委員会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

では、続きまして、報告第14号に入ります。

報告第14号の行橋市学校規模適正化基本計画検討委員会委員の任命について、御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは教育総務課から御説明をさせていただきます。資料の28、29ページをお願いいたします。

この学校規模適正化基本計画検討委員会でございますが、昨年の令和2年3月に最初の任命をさせていただいたところでございます。現在は行橋市教育みらい検討委員会という通称のもとで検討を進めているところでございます。次回の会議は6月24日に開催する予定としているところでございます。

今年度中の計画策定を目指しているところですが、この委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりましたもので、4月1日から令和5年3月31日までの2年間の任期で改めて任命をしたところでございます。

29ページの表で言うと、上から4番目の行橋市立行橋中学校の校長先生、これは中学校長会の枠で前任の方が退職をされましたもので、今回新たな方を選任していただいで任命をしているところでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

(5) 報告第15号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、続いて、報告第15号の人事案件について、御説明を教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは本日追加でお配りをしております、左肩に報告第15号と書いている資料を御覧ください。

教育委員会事務局の職員の人事異動につきまして、令和3年5月19日付で発令を行ったところでございます。急な異動でございましたので、この会議を開催する時間的暇がなかったと判断いたしまして、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、臨時に代理をいたしました。また、第2項に基づきまして、事後で報告をさせていただくものでございます。

異動の内容につきましては、次のページを御覧ください。教育部長が学校管理課長兼務ということで、学校管理課長が参事になるという内容でございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

(7) 報告第16号 学校における感染者発生時の対応について

○教育長 長尾明美君

では、続きまして、報告第16号 学校における感染者発生時の対応についてです。この件については非公開で進めたいと思いますが、御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、16号は非公開とさせていただきます。

非公開のため、その他事項が終了の後に説明をしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

6. その他

(1) 令和3年度第2次補正予算について

○教育長 長尾明美君

それでは、その他事項に入らせていただきます。

令和3年度第2次補正予算について、所管より御説明をお願いいたします。

最初に教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、第2次補正予算につきまして、前回4月の教育委員会の中で該当する課から議案として内容を御説明させていただいて、御承認をいただいたところでございます。しかしその後、継続協議となっていたものや、市長査定での議論を踏まえまして内容が大きく変わったもの、また新たに計上するようになったものがございましたので、本日はその内容を各課から御説明いたします。

まず教育総務課からです。資料の31ページをお願いいたします。

教育総務課では、第2次補正予算といたしまして、学生応援給付金支給事業にかかる経費とデジタル教科書の試行に関する経費を計上することで御説明をしておりました。学生応援給付金事業のほうは大きな変更はありませんが、デジタル教科書に関しまして、追加となっておりますので、御説明いたします。

変更後の内容といたしましては、前回御説明した内容では、文科省の実証事業に採択をされた小学校6校と中学校6校について、国が学習者用を配備することに併せまして市が指導者用を配備する、ということで御説明をいたしておりました。

しかし、前回のこの教育委員会の中で御指摘をいただいたように、その後の査定での議論の中で、採択をされなかった小学校5校を同様にデジタル教科書の試行ができるようにしようという話になりまして、この5校については、学習者用・指導者用共に市の負担において準備をしていこうということになりました。

また中学校においては、泉中学校が音楽科のデジタル教科書で国の事業で採択をされているところでございますが、これは国と情報連携が不十分であった部分もございませ

て、実は音楽科につきましては、紙の教科書が配付されるときにDVDのデジタル教科書が付属をされていたことが判明いたしまして、中学校6校については、音楽科について、全校がデジタル教科書が使える状態になっていたということが分かりました。ですので泉中学校から、できれば他の教科で試行をしたいという要望がございまして、今回、英語科のデジタル教科書を学習者用、及び指導者用を市の負担で準備をすることとなったものでございます。

これによりまして、小学校ICT管理事業、及び中学校ICT管理事業において、増額をした補正予算を計上することとなったものでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。

○教育長 長尾明美君

では、続きまして、文化課に説明をお願いいたします。

○文化課長 丸山剛君

文化課の丸山です。当課所管部分の前回付議内容につきまして、計画事業の追加及び削除が生じたので、改めまして補正予算の概要と変更内容を御説明いたします。

32ページをお願いいたします。補正予算の概要でございます。所管における本年度歳出予算既定額2億218万2千円に、今回補正額394万1千円を増額し、総額2億612万3千円とする内容でございます。

補正の理由でございます。初めに10款4項3目ゆくはし文化芸術フェスタ事業、これは前回以降追加が確定した事業でございます。

昨年度実施ができなかった行橋まちなか文化芸術Week事業の構成事業の一つであります、花土珠寶氏によります献花イベントを、ゆくはし文化芸術フェスタ実行委員会の主催事業として開催したいというふうに考えております。補助金の積算内訳といたしましては、イベントの委託料、印刷製本費、及び通信運搬費でございます。なお参考資料といたしましてイベントの概要書を34ページに添付しておりますので、併せて御参照をお願いしたいと思います。

なお、こちらに記載の日時につきましては若干変更の可能性がございます。会場はリブリオ行橋けやきホールで行いたいと思います。内容につきましては、献花とトークのイベントを予定しているところであります。

なお、ゆくはし文化芸術フェスタ実行委員会につきましては、昨年度発足した行橋まちなか文化芸術Week実行委員会を継承した組織でございまして、多くの市民の方が文化・芸術に触れ、親しむ機会を提供することを目的といたしまして、庁内関係者と市民団体の関係者等により構成され、当文化課が実行委員会の事務局を務めております。他の構成事業といたしまして、資料の37ページに掲載しております秘書課所管の市民

企画イベントが5事業ございます。それから生涯学習課所管の奇跡のコンサートを今年度実施予定でございます。こちらの事業については以上でございます。

すみません、ページを戻っていただいて、32ページです。

2つ目の事業といたしまして、同目のアートによるまちづくり事業につきましては、前回御説明申し上げたとおりの内容で変更はございませんが、今回、作家のプロフィール、及び寄贈作品の情報を35、36ページに添付させていただいております。なお、36ページのほうにあります作者の作品のコメントにつきましては、門司港アートワークに出展した当時の内容となっております。こちらの事業は以上でございます。

続きまして、またページを戻っていただきまして、33ページになります。

3つ目の事業といたしまして、10款4項4目文化財保護一般管理費におきまして、末松謙澄関連図書を活用した取り組みに資する経費を計上しております。こちらも前回以降に追加が確定した事業でございます。参考資料は38ページに添付しております。

それから本日追加配付させていただきました、カラー刷りの資料になりますが、併せて御参照を願いたいと思います。

若干説明をさせていただきますと、末松謙澄の没後100年を契機といたしまして、その多彩な業績と才能を改めて評価し後世に伝えるために、6月に同氏の評伝でございます、「明治の説得王 末松謙澄」が新書版で刊行される予定となっております。郷土の偉人である同氏の功績を広く知っていただくため、市民に広くPRしていきたいと考えております。

取りわけ中学生に対しましては、夏休み前に1人1冊ずつを贈呈し、謙澄やその時代背景などの調べ学習を通して、壁新聞や似顔絵等の絵画、感想文などを任意で提出していただき、優秀作品の表彰等を行うコンクールを開催したいと考えております。

なお、この本の配布のみをもちまして、中学生に末松謙澄の功績を理解していただくということは、少し難しいかと思っておりますので、そこは文化課職員によります出前授業を行ったり、謙澄の功績をより分かりやすく簡潔にまとめた電子媒体を含めた資料や紙芝居等の配布、並びに郷土科の授業で末松謙澄を取り上げていただくといったことなど、学校と協議を重ねながら事業効果を高める取り組みを行ってまいりたいと考えております。

併せまして、激動の時代に多くの困難や苦勞を乗り越えて、自分の理想とする将来の夢を実現していった謙澄の生き方を通して、これからの時代を生きていく子どもたちが、希望や勇気、強い意志で未来を切り拓いていくことの大切さを学び、実践してほしいという願いを込めた取り組みであるということにつきまして、子どもたち、それから保護者、及び学校関係者に御理解いただけるように働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、前回御説明申し上げておりました、10款4項3目のゆくはし文化芸術フェスタ事業の内、末松謙澄没後100年記念シンポジウム事業につきましては、財政課等との庁内協議の結果、6月定例会での補正予算案の提出を見合わせることに決定いたしましたので併せて御報告させていただきます。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問等がありますでしょうか。

○委員 村上信哉君

1点だけよろしいでしょうか。デジタル教科書の件なのですが、これは他の教科についての今後の予定みたいなものはまだでしょうか。あくまでもこの国の事業に乗っかっての、この単独の事業のみなんでしょうか。

○教育長 長尾明美君

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

いま村上委員が御指摘のとおり、今回は各学校1科目の試行というふうに位置付けております。それで国の実証事業ですので、国も当然それを評価するためのアンケート等は、たぶん国から年度末に下りてくると思いますけれども、当然市の負担で教職員用も配備をしますので、我々としても今後のデジタル教科書の方向性とかを議論する検証材料にしたいと思いますので、国と併せて、市は市として検証していきたいと思っています。以上でございます。

○委員 村上信哉君

分かりました。また報告を聞かせていただければと思います。

○教育長職務代理者 金澤精子君

前回の委員会の際に、小学校の残り5校ですね、良いほうに検討していただいて、本当にありがとうございます。

それと末松謙澄の本ですが、やはり本当に難しいものですね。文化課等の出前授業等、具体的に考えていただいて大変よいかと思えました。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、続いてスポーツ振興課、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

続きまして、スポーツ振興課所管部分の補正予算について、御説明を申し上げます。

前回の教育委員会で説明を行いました補正予算案件の追加分でございます。本日、追加でお配りしましたスポーツ振興課の補正予算の概要の資料をお願いします。1枚目に

補正予算の概要、2枚目に位置図、3枚目に現場の写真を添付しております。

それでは、概要のほうを説明させていただきます。

歳出既定額4億3683万2千円に対し、今回448万4千円を増額し、予算総額4億4131万6千円にしようとするものでございます。

主な内容につきまして、御説明申し上げます。資料の1枚目を御覧ください。

10款5項2目体育施設費におきまして、中山グラウンド法面改修工事費として448万4千円を増額補正するものであります。本件につきましては、中山グラウンドのアスファルト駐車場側、位置については、資料2枚目の地図を参照していただきたいのですが、グラウンドの法面に隣接する土地の所有者より、自分の土地を宅地として開発したい、というお話がありまして、3枚目の現場写真を見ていただきたいのですが、今後、こちらの土地に住宅が建つということになりますと、写真の左側にあります傾斜のついた現在の中山グラウンドの法面は、土で形成されたものでありますので、例えば大雨が降った場合に土砂が隣の土地に流れ込んだり、また今後のことを考えますと、法面の上に属します構造物やフェンスや、その裏にあります観客席等が何からの拍子で流れ込んだりする危険性があるということで、重力に対する強化が必要でありますことから、今回の工事で法面の下のほうにL字ブロックを入れてコンクリート化した、しっかりとした擁壁をつくるというものであり、工事請負費として448万4千円を増額するものです。

スポーツ振興課からは以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「よろしく申し上げます」の声あり)

(2) 令和3年度定期学校訪問(前期)の実施について

○教育長 長尾明美君

続きまして、その他、令和3年度定期学校訪問前期の実施についての御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

本日お配りしております定期学校訪問の予定表を御覧ください。こちらは前回の4月の委員会でもスケジュールということで御説明をいたしました。それで、前期の実施時期は6月の終わりのほうになっておりまして、約1カ月前ということで、昨年この前期については、昨年4月の段階で早々に中止の決定をしたところです。ただ、前回は初めてのコロナの蔓延ということで、我々も全然経験したことのない状況で、早々と中止を決定したんですけれども、今回、この6月の前期分について、実施の可否を決定しよ

うとするところなんです、事務局としては、確かに行橋市の状況としては予断を許さない状況は否定できないと思っておりますが、この前期を今回も中止にした場合、この6校につきましては2年間、もう訪問をしないということにもなります。

それで、今のコロナ禍の中で様々なイベント、中止・延期の判断をするイベントもありますが、やり方を考えながら、例えばオンラインで学校の状況を見るとか、当然状況が改善しておれば、実際に教育委員会として現場に行くというのが大前提だと思いますけれども、そういったかたちの実施ができないにしても、何かしらできる方法を検討してもいいのかなと思っておりますので、本日の御意見をお伺いしたいなと思っております。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

学校訪問について、御説明が終わりましたが、何か皆さんから御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 村上信哉君

もう、こればかりは誰も先が読めませんので、そのときの判断でいいんじゃないでしょうか。

○教育総務課長 吉本康一君

一応現時点では、1カ月先ではございますが、原則は現場に行って、また授業等の様子だったり学校の説明をお伺いするという方向で考えていきますけれども、仮に緊急事態宣言が延長になって、延長の期間も2週間なのか3週間なのか分かりませんが、この時期に解除されていけば一番いいんでしょうけれども、そういった状況を踏まえて、やり方もちょっと考慮しながら、事務局としても学校と調整をしていきたいと思っておりますので、きょうの段階では、その方向でよろしいでしょうか。

○教育長職務代理者 金澤精子君

そうですね。現場のほうは、どんな訪問をしてほしいとか、そういうふうな意見もちょっと聞いてあげられたら、また方向が見えるかと思えます。

○教育総務課長 吉本康一君

分かりました。現場の学校の意見も聞きながら検討していきたいと思えます。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

その他について、他に事務局サイドで何かありますか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、次回開催日についての御説明をお願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

それでは次回開催日についてですが、今回は6月25日金曜日、午後13時15分から、こちらの501会議室で開催したいと思います。御都合はよろしいでしょうか。

(各委員「はい」の声あり)

○教育長 長尾明美君

それでは、次回定例教育委員会会議日程は、6月25日金曜日13時15分から、こちら501会議室でお願いいたします。

○教育長 長尾明美君

それでは、先ほど申し上げました報告第16号の説明に入りたいと思います。非公開での報告といたしますので、よろしくをお願いいたします。

(10時35分)

閉会 10時52分